

◆4. 境界測量について

土地区画整理事業の施行予定区域を確定するため、関係する皆様に境界杭などの現地確認をお願いし、測量作業を実施しています。

皆様のご協力により円滑に進められ、3月末までには、正確な区域の面積が確定する予定です。

◆5. 不動産鑑定評価について

施行予定区域内の土地の価格を鑑定するため、不動産鑑定士に調査と評価を依頼しました。

土地の価格は、区域内に評価ポイントを設定し、土地区画整理事業の施行前と施行後を鑑定します。

今後、換地や減歩率を設定する上での指標になるとともに、国、茨城県、守谷市からの助成（補助金等）を受けるためにも必要になります。

不動産鑑定評価の結果が分かり次第、お知らせいたします。

◆6. 説明会等の予定

令和3年11月28日の地権者説明会において、企業誘致に関する公募の予定と次回の地権者説明会の予定をお伝えしました。

1ページの「◆2. 企業誘致に関する公募について」として記載しましたように、当初、商業施設を誘致する候補地として考えていた土地に、土地賃貸借契約を前提とする合意書が取り交わされていたことから、本年3月から4月に実施を想定していた地権者説明会の日程を再考しています。

今後、当該企業との協議を行い、改めて地権者説明会のご案内をさせていただきます。

◆7. 準備会ホームページの反応

令和3年12月1日に開設した準備会のホームページは、令和4年3月1日時点で総閲覧数2,256回であり、公開後、順調に増加しています。

〈月別〉

令和3年12月 608回

令和4年 1月 740回

2月 905回

〈URL〉 <https://shinmoriya-kukaku.com/>

◆1. 第14回準備会役員会の報告

日時：令和4年2月16日（水）

場所：準備会事務所

出席：準備会委員8名・同席者1名
守谷市都市計画課2名

業務代行予定者（三井住友建設(株)）4名、業務提携企業2名、事務局2名

議事：① 報告

- ・関係機関（茨城県・警察関係）との協議
- ・進出希望企業の動向

② 道路計画の方針について継続審議

- ・茨城県警察本部との協議・調整

③ 用途地域の方針について継続審議

- ・茨城県都市計画課との協議・調整

④ 企業誘致に関する公募について継続審議

⑤ その他、意見交換

◆2. 企業誘致に関する公募について

商業施設等の企業誘致を検討していた国道294号の東側に面する一団の土地について、昨年12月下旬、準備会ホームページをご覧になった企業から業務代行予定者に連絡が入り、事務局に情報が伝えられました。

当該土地については、業務代行予定者が選定される前の令和元年、既に土地所有者と企業により土地賃貸借契約の合意書が取り交わされているとの内容でした。

従いまして、当該土地については「企業誘致済み」として取り扱うことになり、昨年11月の説明会、準備会ホームページでお知らせしている企業誘致の公募の対象外になるものと考えられます。

社名等は、企業側より、当面、控えるよう申し入れがありました。

土地区画整理事業においては、登記の有無に関わらず借地権を有する方は地権者となります。

※土地区画整合法第19条に未登記の借地権の申告について記載されています。

今後は、当該企業と協議を行い、土地区画整理事業が円滑に進められるよう努めてまいります。

◆3. 国道294号の交差点計画について【検討・協議中】

場所：国道294号の新守谷駅南交差点
 対象：国道294号と交差する市道209号線
 状況：東側からの右折車が多く混雑時には渋滞が発生しています。
 交通量の調査結果は、広報紙第3号・第4号でお知らせ済みです。



解消方策

- ① 市道209号線の右折車線の確保
- ② 同 右折矢印信号の要望
- ③ 隅切りの拡張
- ④ 国道294号の右折車線の延伸など交差点改良
- ⑤ 実現に向け茨城県道路建設課、茨城県警察本部、取手警察署と協議中

車両の寸法等の規定

- ・道路法第47条
 - ・道路構造令第4条第2項
 - ・車両制限令第3条第1項
 - ・上記法令〈車両の大きさ等の最高限度〉
- ※道路構造令：普通自動車「大型トラック」

全長 12.0m
 全幅 2.5m
 全高 3.8m
 最小回転半径 12.0m ※外側車輪の最小旋回半径

《例》三菱ふそう大型トラック
 スーパーグレート



車両形式	2PG-FS74HZ
全長	11,990mm < 12.0m
全幅	2,490mm < 2.5m
全高	3,790mm < 3.8m
最小回転半径	10.0m < 12.0m
最大積載量	15,700kg
エンジン	6R20(T2)
総排気量	10,676cc

季節の植物 ウメ（梅）



松無古今色、竹有上下節、梅自発清香（五灯会元・禅語）

松に古今の色無く
 竹に上下の節有り
 梅自ずから発いて清香あり

バラ科サクラ属の落葉高木（小高木）。中国原産。
 朝鮮半島を経由して日本に渡ってきたといわれています。
 正確な渡来時期は不明ですが、『万葉集』では100首を超える歌が詠まれているとのこと。このため、奈良時代にはすでに日本でも栽培されていたようです。
 紅梅と白梅の分類は、花の色ではなく、枝や幹を切った時の断面（木質部）の色で判別しています。

